

◎合併浄化槽の設置にあたって

1. 設置すべき浄化槽の人槽を算定して下さい。
 - ・設置する浄化槽の大きさは、家の床面積により決まります。また、2世帯住宅や店舗併用住宅など用途によって異なります。
2. 工事費用の見積もりを取って下さい。
 - ・浄化槽の設置には、本体の設置工事費以外に附帯工事（宅内配管など）があります。附帯工事は、それぞれ設置場所の条件などにより異なります。
3. 人槽算定・見積、工事施工業者

(浄化槽設備士：村内取扱業者の参考)

住所	取扱業者名	連絡先
洞 川	(株)植田土建	64 - 0735
洞 川	(株)車谷建設	64 - 0777
洞 川	ニシウラ	64 - 0048
洞 川	康平鉄工所	64 - 0324
川 合	(株)岡下組	63 - 0822
川 合	(有)天ノ川建設	63 - 0166
沖 金	(有)水口組	63 - 0273
中 谷	眞栄建設	63 - 0376
中 谷	(株)中西工務店	63 - 0140
北小原	大幸建設	63 - 0257
五 色	西本建設	63 - 0595
南日裏	みどり建設(株)	63 - 0778
坪 内	(株)柿坂建設	63 - 0118
九 尾	(株)岡下組リゾート開発	65 - 0266
栃 尾	福建工業(株)	65 - 0002
和 田	(株)菊谷組	65 - 0065

※施工は、浄化槽工事の登録届出のある村内業者であれば可能。

◎交付申請について

【着工前】

1. 合併浄化槽設置整備事業補助金交付申請書に提出しなければならない書類
 - ①補助金交付申請書
 - ②誓約書
 - ③委任状（業者委託する場合）
 - ④放流同意書（民有地等を通り過ぎて放流する場合）
 - ⑤適合通知書
 - ⑥浄化槽設置届（吉野土木事務所の受付印のあるもの）の写し
 - ⑦放流先見取図
 - ⑧家屋（床面積の算出）及び配管見取図
 - ⑨工事見積書
 - ⑩借地の場合の賃借人の承諾書

【完了後】

2. 合併浄化槽設置整備事業補助金交付請求に提出しなければならない書類
 - ①実績報告書
 - ②浄化槽法第11条に規定された定期検査の受検依頼（奈良県環境保全協会の受付印あるもの）の写し
 - ③工事完了報告書
 - ④浄化槽設置工事施工管理報告
 - ⑤浄化槽保守点検の契約書
 - ⑥使用開始報告書
 - ⑦工事写真（着工から竣工）
3. 提出書類を審査し、立ち入り検査を行います。
不適合箇所がないことを確認した後、補助金交付確定額通知書を送付しますので、補助金交付請求書 を提出して下さい。

※申請に必要な書類が多数ありますが、大部分は施工業者が作成しますので申請者の負担は軽減されるものと思います。